



# 熊本県公報

第13272号  
令和5年(2023年)  
10月10日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に係る仮設店舗賃借業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (都市計画課) 1
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… ( " ) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… ( " ) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (高齢者支援課) 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… ( " ) 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… ( " ) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (障がい者支援課) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新…………… ( " ) 4

### 公 告

- 益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に係る仮設店舗賃借業務の一般競争入札の実施…………… (都市計画課) 4
- 農地の利用権設定に係る裁定申請…………… (農地・担い手支援課) 8
- 土地改良区の役員を選任等…………… (農村計画課) 8
- 林業種苗に基づく生産事業者の登録…………… (森林整備課) 9
- 林業種苗に基づく生産事業者の廃止…………… ( " ) 9
- 樋合漁港漁港利用調整施設の指定管理者再募集…………… (漁港漁場整備課) 9
- 換地計画の決定…………… (農地整備課) 11

### 登 載 依 頼

- 令和5年度(2023年度)第4回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催…………… (公共事業再評価監視委員会) 11
- 令和5年度(2023年度)芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 12
- 令和5年度(2023年度)熊本県エイズ対策会議の開催(エイズ対策会議)…………… 12
- 令和5年度(2023年度)熊本県警察許可等事務管理システム構築業務委託に係る落札者の決定…………… (警察本部生活環境課) 13
- 令和5年度(2023年度)第1回球磨地域保健医療推進協議会の開催…………… (球磨地域保健医療推進協議会) 13

## 告 示

### 熊本県告示第744号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年(2023年)10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に係る仮設店舗賃借業務
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、業種が「リース・レンタル」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定め

- る競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
 熊本県出納局管理調達課管理班  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
 公告の日から令和5年(2023年)10月26日(木)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日)を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

**熊本県告示第745号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 令和5年(2023年)10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡御船町大字田代字古閑屋敷4928番1・4931番・4939番2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、4932番2

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字古閑屋敷4931番(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに御船町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第746号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 令和5年(2023年)10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町多久字本多久1887番1(次の図に示す部分に限る。)、1887番3

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字本多久1887番3(次の図に示す部分に限る。)、1887番1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第747号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
令和5年（2023年）10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町多久字外野3620番113から3620番115まで、3620番130
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字外野3620番113から3620番115まで・3620番130（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第748号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。  
令和5年（2023年）10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人社団新晃会 人吉市瓦屋町1 121番地の6	介護老人保健施設 タンポポ 人吉市下漆田町 字後平1538番地	431100206	令和5年（2023年）9月28日	介護老人保健施設

熊本県告示第749号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。  
令和5年（2023年）10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人社団新晃会 人吉市瓦屋町1 121番地の6	介護老人保健施設 タンポポ 人吉市下漆田町 字後平1538番地	431100207	令和5年（2023年）9月28日	短期入所療養介護

熊本県告示第750号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。  
令和5年（2023年）10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人社団新晃会	介護老人保健施設 タンポポ	431100208	令和5年（2023年）9月28日	通所リハビリテーション

人吉市瓦屋町1 121番地の6	熊本県人吉市下 漆田町字後平1 538番地	8日	ン
--------------------	-----------------------------	----	---

**熊本県告示第751号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。  
令和5年（2023年）10月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
新生堂薬局 光の森店 菊池郡菊陽町光の森三丁目12-5	令和5年（2023年）10月1日
訪問看護ステーションのぞみ 球磨郡錦町大字西字大王原239番地3	令和5年（2023年）10月1日

**熊本県告示第752号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。  
令和5年（2023年）10月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
ひとよし内科 人吉市七地町28番地1	令和5年（2023年）10月1日
エーピー薬局 天草市亀場町亀川1693番地2	令和5年（2023年）10月1日
きりん薬局松坂店 山鹿市山鹿1087番地3	令和5年（2023年）10月1日
水の里調剤薬局 上益城郡山都町城平845番地1	令和5年（2023年）10月1日
クスノキ薬局にしき町店 八代市錦町13番地1	令和5年（2023年）10月1日

**公 告**

**熊本県公告第627号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。  
令和5年（2023年）10月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に係る仮設店舗賃貸借業務
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局  
熊本県土木部道路都市局都市計画課人吉・益城復興推進室（熊本県庁行政棟本館1階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容  
益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に係る仮設店舗賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 委託期間

契約締結の日から令和10年(2028年)3月31日(金)まで

- (6) 履行場所  
熊本県上益城郡益城町大字宮園字辻718番4
- (7) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。ア 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (8) 入札金額  
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数はあるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額より入札すること。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

- (10) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。

- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約及び業務委託契約に係る競争入札参加資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、業種が「リース・レンタル」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のア間の受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。  
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和5年(2023年)10月26日(木)午後5時まで

- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)及び(3)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)に掲げる書類をPDF形式で電子入札システムにより提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)に掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間  
公告の日から令和5年(2023年)11月9日(木)午後5時まで

- (4) 提出先

- 1 (3) の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間  
1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)11月9日(木)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)11月21日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)11月20日(月)午後5時まで電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 令和5年(2023年)11月21日(火)午前10時
- (イ) 場所 1 (3) の入札担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)11月20日(月)(必着)までに1 (3) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合は、別の中封筒の表に「再入札」と朱書した上で、1 (1) の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受け取ったときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。  
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤  
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1 (3) の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は、4 (3) アの電子入札システムによる入札期間内とする。  
1 (3) の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- (9) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号の規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限  
イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。  
熊本県土木部道路都市局都市計画課人吉・益城復興推進室  
電話番号 096-333-2526  
ファックス番号 096-387-1152
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。  
熊本県出納局管理調達課調達班  
電話番号 096-333-2580  
ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment  
Temporary store facilities leasing  
(Mashiki Central Land Readjustment Project)
- (2) Date and Place for tender  
Date: November 21st, 2023, 10:00 am  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
City Planning Division, Road City Bureau,  
Department of Civil Engineering  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2526
- (4) Other

Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

**熊本県公告第628号**

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人熊本県農業公社から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったため、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和5年（2023年）10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 1 申請に係る農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（㎡）
天草市有明町小島子字小平882番	畑	431

## 2 申請に係る農地の利用の現況

当該農地について、耕作の事業に従事する者が不在となっている（農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第78条第1項第1号イに該当する。）。

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続き後に、公益財団法人熊本県農業公社から借受希望者に農地を貸し付ける。

## 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和6年（2024年）3月1日	10年	10,340円

## 5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

## (1) 提出期限

令和5年（2023年）10月24日

## (2) 提出先

熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課

## (3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所  
イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容  
ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画  
エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由  
オ 意見の趣旨及びその理由  
カ その他参考となるべき事項

**熊本県公告第629号**

熊本市南区に事務所を置く加勢川土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和5年（2023年）10月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	志柿 茂喜	熊本市南区元三町2丁目6-3
理事	岡村 敏春	熊本市南区元三町2丁目3-55
理事	本田 賢士	熊本市南区元三町3丁目4-24
理事	深水 進	熊本市南区元三町2丁目3-31
理事	栗崎 一憲	熊本市南区元三町5丁目2-1
理事	森田 昇	熊本市南区御幸木部町3丁目20-50
理事	林田 敏治	熊本市南区御幸木部町3丁目11-64
監事	中川 敏行	熊本市南区御幸木部町3丁目9-47
監事	吉岡 優作	熊本市南区元三町3丁目2-43
就任		
理事	志柿 茂喜	熊本市南区元三町2丁目6-3
理事	岡村 敏春	熊本市南区元三町2丁目3-55

理事	本田 賢士	熊本市南区元三町3丁目4-24
理事	深水 進	熊本市南区元三町2丁目3-31
理事	栗崎 一憲	熊本市南区元三町5丁目2-1
理事	森田 昇	熊本市南区御幸木部町3丁目20-50
理事	中野 弘三	熊本市南区御幸木部町3丁目7-20
監事	中川 敏行	熊本市南区御幸木部町3丁目9-47
監事	吉岡 優作	熊本市南区元三町3丁目2-43

**熊本県公告第630号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により同条第1項の生産事業者として次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和5年（2023年）10月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
熊本県熊本 第208号	永松義智 熊本市中央区中央街3-1 1003	種穂の採取、種穂の精選、幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	生産事業者の氏名及び住所に同じ

**熊本県公告第631号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により次のとおり登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和5年（2023年）10月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種穂		苗木		
		採取	精選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木育成	
熊本県熊本 第13号	森下茂雄 熊本市東区戸島町40 33			○	○	森下種苗園 熊本市東区戸島町403 3
熊本県熊本 第141号	濱田安治 熊本市南区城南町陣内 430-1			○	○	生産事業者の氏名及び住所に同じ
熊本県熊本 第154号	久米田義隆 熊本市南区城南町陣内 1210			○	○	生産事業者の氏名及び住所に同じ
熊本県熊本 第183号	入山篤 熊本市南区城南町沈目 1304	○		○	○	生産事業者の氏名及び住所に同じ

**熊本県公告第632号**

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和5年（2023年）10月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称  
樋合漁港漁港利用調整施設（以下「利用調整施設」という。）

(2) 場所  
熊本県上天草市松島町合津

(3) 施設の概要  
漁港利用調整施設（防波堤342メートル、護岸893.1メートル、オーナーパス1,741平方メートル、ビジターパス280メートル、泊地45,000平方メートル、駐車場445平方メートル、臨港道路567メートル、植栽6,348平方メートル、遊歩道557メートル、便所1棟、休憩所1棟、照明灯18

- 基等)
- 2 指定管理者が行う業務
    - (1) 利用調整施設の維持管理及び運営に関する業務
    - (2) 利用調整施設の使用の許可及び届出に関する業務
    - (3) その他利用調整施設設置の目的を達成するために必要な業務
  - 3 指定管理者の指定の期間  
令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日まで
  - 4 管理に要する経費  
利用調整施設の管理に要する経費は、利用料金収入及び県から支払う委託料によって賄うこととする。このうち県が支払う委託料の額は、県が定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託料の提案を求める。
  - 5 参加資格  
次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
    - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
    - (2) 県内に事業所を有すること。
    - (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部の間で締結した「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
    - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
    - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
    - (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
    - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が熊本県知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
  - 6 募集要項の交付
    - (1) 交付期間  
令和5年(2023年)10月6日(金)から令和5年(2023年)10月16日(月)まで
    - (2) 交付場所  
熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課(県庁行政棟本館10階)  
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号096-333-2463
  - 7 申請の手続
    - (1) 提出書類  
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
      - ア 指定管理者指定申請書
      - イ 樋合漁港漁港利用調整施設指定管理者事業計画書及び収支予算書
      - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
      - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
      - オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
      - カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
      - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者である場合は不要とする。)
      - ク 納税証明書
        - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
        - (イ) 熊本県の県税(同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書
      - ケ その他知事が必要と認める書類
        - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿
        - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)
        - (ウ) 指定申請に係る誓約書
        - (エ) 申立書
    - (2) 申請書の提出先  
6の(2)に同じ。
    - (3) 提出期間  
令和5年(2023年)10月10日(火)から令和5年(2023年)10月16日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。  
電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。
    - (4) 提出部数  
正本1部、副本9部(副本については、写しで可)

- 8 現地説明会
  - (1) 開催日時  
令和5年(2023年)10月12日(木) 午前10時から
  - (2) 集合場所  
利用調整施設 駐車場入口
  - (3) その他  
現地説明会への参加を希望する場合は、参加申込書をあらかじめ提出すること。
- 9 指定管理候補者の選定方法
  - (1) 提出された申請書類により第1次審査(資格審査)を行う。
  - (2) 第1次審査通過後、指定管理候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)による第2次審査を行う。選考委員会においては、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求め、各委員が審査及び採点を行う。
  - (3) 選考委員会から、採点の集計結果に基づき、選定に当たっての意見が知事に報告され、当該意見を踏まえて知事が指定管理候補者を選定する。
- 10 無効又は失格  
以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。  
 アイウエオ  
 ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。  
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。  
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。  
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。  
 オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- 11 その他
  - (1) 提出書類は、返却しない。
  - (2) 提出書類は、必要に応じ複写する。ただし、使用は、県庁内及び選考委員会での検討のみに限る。
  - (3) 提出書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

**熊本県公告第633号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営乙ヶ瀬地区(乙ヶ瀬換地区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、当該換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
 利害関係人で不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和5年(2023年)10月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧の期間  
令和5年(2023年)10月11日から  
令和5年(2023年)11月8日まで
- 2 縦覧の場所  
南阿蘇村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**登載依頼**

**熊本県公共事業再評価監視委員会公告第3号**

令和5年度(2023年度)第4回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。

令和5年(2023年)10月10日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時  
令和5年(2023年)10月19日(木)  
午後1時10分から午後5時10分まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議事  
令和5年度(2023年度)公共事業再評価対象事業について(詳細審議等)
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。
  - (2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 問い合わせ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県農林水産部技術管理課）  
電話096-333-2467

**芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

令和5年度(2023年度)芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

令和5年(2023年)10月10日

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
令和5年(2023年)10月26日(木)午後3時から午後4時まで
- 2 開催場所  
熊本県水俣市八幡町三丁目2番7号  
熊本県水俣保健所 2階 会議室
- 3 議題  
(1) 第8次熊本県保健医療計画(芦北圏域)における救急医療項目(案)について  
(2) 救急活動概況及び救急医療に関する取組状況について  
(3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県水俣市八幡町三丁目2番7号  
熊本県芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
(熊本県水俣保健所総務企画課)  
(電話0966-63-4104)

**熊本県エイズ対策会議公告第1号**

令和5年度(2023年度)熊本県エイズ対策会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和5年(2023年)10月10日

熊本県エイズ対策会議  
座長 松下修三

- 1 開催日時  
令和5年(2023年)11月14日(火)  
午後6時30分から午後8時まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁防災センター 3階306会議室
- 3 議題  
(1) エイズ患者等の発生状況について  
(2) 熊本県におけるエイズ対策について  
(3) 第8次保健医療計画について  
(4) 意見交換
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の座長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県健康福祉部健康危機管理課感染症対策第二班  
(電話096-333-2240)

**熊本県警察本部公告第93号**

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）10月10日

熊本県警察本部長 宮内 彰 久

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
令和5年度（2023年度）熊本県警察許可等事務管理システム構築業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県警察本部生活安全部生活環境課
- 3 落札者を決定した日  
令和5年（2023年）8月31日
- 4 落札者の氏名及び住所  
福岡県福岡市中央区天神二丁目13番7号  
株式会社コア九州カンパニー
- 5 落札金額  
75,790,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和5年（2023年）7月21日

**球磨地域保健医療推進協議会公告第2号**

令和5年度（2023年度）第1回球磨地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

令和5年（2023年）10月10日

球磨地域保健医療推進協議会

- 1 開催日時  
令和5年（2023年）10月16日（月）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
球磨郡錦町木上西2-107  
錦町立人吉海軍航空基地資料館 多目的ホール  
（山の中の海軍の町 にしき ひみつ基地ミュージアム）
- 3 議題  
（1）第8次熊本県保健医療計画圏域編（球磨保健医療圏）の策定について  
（2）その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。  
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
人吉市西間下町86番1号  
球磨地域保健医療推進協議会事務局（熊本県人吉保健所総務福祉課内）  
（電話0966-22-1040）